

府中市告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第11条の2第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第57条の3の4第1項の規定に基づき、市町村等事務を委託したので、支援法第11条の2第4項及び児童福祉法第57条の3の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

府中市長 高野 律 雄

1 市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

- (1) 名 称 事業者指導・支援センター
- (2) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
新宿第一生命ビルディング18階

2 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

- (1) 名 称 公益財団法人 東京都福祉保健財団
- (2) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
新宿第一生命ビルディング18階
- (3) 代表者 理事長 早川 剛生

3 委託開始年月日及び委託終了予定年月日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託する市町村等事務の内容

- (1) 支援法第5条第2項に規定する居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問する事務
- (2) 支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問する事務
- (3) 支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問する事務

- (4) 支援法第5条第14項及び支援法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型を行う指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問する事務
- (5) 支援法第5条第17項に規定する共同生活援助（日中サービス支援型及び外部サービス利用型を除く。）を行う指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問する事務
- (6) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問する事務
- (7) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問する事務
- (8) (1)から(7)までの質問等事務の一部を行った結果に関する報告書類の提出